

輸入食品に対する検査命令の実施について

以下の輸入食品については、本日より食品衛生法第26条第3項の検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

| 対象食品等 | 検査の項目 | 経緯 |
|-------------------------|------------|---|
| 中国産フナ及びその加工品（簡易な加工に限る。） | エンロフロキサシン* | 検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産活フナからエンロフロキサシンを検出（基準：含有してはならない。）したため、検査命令を実施するものである。 なお、エンロフロキサシンが検出された食品は、全量について廃棄又は積み戻し等の指示を行った。 |
| 南アフリカ産りんごジュース及び原料用りんご果汁 | パツリン** | 検疫所におけるモニタリング検査の結果、南アフリカ産りんごジュースから基準値（0.050ppm）を超えるパツリンを検出したため、検査命令を実施するものである。 なお、パツリンが基準値を超えて検出された食品は、全量について廃棄又は積み戻し等の指示を行った。 |

* ニューキノロン系合成抗菌剤

** ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌により産生されるかび毒

<参考1>

(1) 中国産フナの違反事例

①品名：活フナ

輸入者：株式会社 申江貿易

届出数量及び重量：8カートン、80 kg

検査結果：エンロフロキサシン 0.47ppm（基準：含有してはならない。）

届出先：成田空港検疫所

違反確定日：平成16年7月27日

措置状況：全量、消費又は廃棄済み

②品名：活フナ

輸入者：株式会社 申江貿易

届出数量及び重量：5カートン、45 kg

検査結果：エンロフロキサシン 0.42ppm（基準：含有してはならない。）

届出先：成田空港検疫所

違反確定日：平成16年9月6日

措置状況：調査中

- ③品名：活フナ
 輸入者：有限会社 東成通商
 届出数量及び重量：2カートン、 20 kg
 検査結果：エンロフロキサシン 0.16ppm（基準：含有してはならない。）
 届出先：成田空港検疫所
 違反確定日：平成16年9月6日
 措置状況：調査中

(2) 南アフリカ産りんごジュースの違反事例

- ①品名：アップルジュース
 輸入者：株式会社セイコーマート
 製造者：CERES FRUIT JUICES (PTY) LTD.
 届出数量及び重量：3, 300ケース、 39, 600 kg
 検査結果：パツリン ① 0.090、② 0.13、③ 0.19ppm（基準値：0.050ppm）
 届出先：小樽検疫所
 違反確定日：平成16年7月27日
 措置状況：全量、輸入者倉庫に保管中。

- ②品名：アップルジュース
 輸入者：株式会社セイコーマート
 製造者：CERES FRUIT JUICES (PTY) LTD.
 届出数量及び重量：1, 650ケース、 19, 800 kg
 検査結果：パツリン ① 0.072、② 0.092（基準値：0.050ppm）
 届出先：小樽検疫所
 違反確定日：平成16年8月3日
 措置状況：全量、輸入者倉庫に保管中。

* 南アフリカ産りんごジュースについては、本年8月9日から、全輸入届出について検査実施。

<参考2>

(1) 中国産フナの輸入実績等

(平成16年1月1日～9月5日：速報値)

| 品目 | 届出件数 | 届出重量(kg) | 違反件数* | 違反重量(kg) |
|------|------|----------|-------|----------|
| 活フナ | 311 | 12,382 | 3 | 145 |
| 冷凍フナ | 1 | 15 | 0 | 0 |

* エンロフロキサシンに係る違反

(2) 南アフリカ産りんごジュースの輸入実績等

(平成16年1月1日～9月5日：速報値)

| 品目 | 届出件数 | 届出重量(t) | 違反件数* | 違反重量(t) |
|----------|------|---------|-------|---------|
| りんごジュース | 33 | 362 | 2 | 59 |
| 原料用りんご果汁 | 53 | 3,262 | 0 | 0 |

* パツリンに係る違反